

令和6年 第4回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第4回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年4月26日（金）					
招 集 の 場 所	志布志市松山支所2階会議室					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 6 年 4 月 26 日 午前 9 時 00 分				
	閉 会	令和 6 年 4 月 26 日 午前 10 時 21 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	×
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
	会議録署名委員	席 番 3 番	山迫 洋一		席 番 5 番	吉野 寅三
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長	高野		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地 GSL	竹之内		主幹兼農地 GSL	圖師	
	農地 GSL	杉原		主 任 主 査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	○
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	議案第16号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について (継続審議) 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について (継続審議) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第23号 買受適格証明願の承認について 議案第24号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第27号 非農地証明願の承認について 議案第28号 農用地利用集積計画決定について 議案第29号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について 議案第31号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
-----------------------	---

議長	萩迫	ただいまから、令和6年第4回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。神宮司委員から欠席の届出がございました。また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田推進委員・竹吉推進委員から欠席の、工藤推進委員から遅参の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番3番、山迫委員と、席番5番、吉野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過についての報告をお願いします。それでは、坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	4月1日の臨時総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料7番です。 所在地・地目等は資料のとおりですが、場所は県道523号志布志有明線沿いのAコープあおぞら店から土橋集落方面へ300m進み、四差路を右折し、100m進んだところを左折し、30m進んだ左に位置します。 譲受者は志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは夫、後継者2人で、株式会社〇〇を設立し、主にお茶15ha、水稻5ha、蕎麦1haを作付けされており、農機具はトラクター2台、茶摘採機3台、田植え機1台、コンバイン1台ほかを保有されております。会社事務所から2・3分の距離になります。あっせん価格は総額で60万円でした。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	依頼のありました〇〇さんのあっせんの件ですが、価格等などいろいろと折り合いがつかず、〇〇さんと相談の上、あっせんを打ち切りたいと思います。以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただいま、福岡裕幸委員から、〇〇さんの申出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、報告どおり打ち切りといたします。続きまして、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	2月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、先日取り下げの申請が出されましたので、今日で打ち切りたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただいま、宮脇茂樹委員から、〇〇さんの申出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、報告どおり打ち切りといたします。 次に、私の関係分について報告いたします。 3月25日、鹿児島市で開催されました鹿児島県農業会議第105回通常総会に出席、4月2日、事務局にて辞令交付式並びに事務打合せ、12日に議案打合せを行いました。以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第16号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請について、並びに日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 この案件は、先月からの継続審議でございますが、提出者から取り下げの申し出がありました。このため両議案の審議を終了し、新たな提出を待つこととします。審議を打ち切って差し支えないでしょうか。
会場 議長	委員 萩迫	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第16号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請について、並びに日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請については、提出者の申し出により取り下げとします。 次に、日程第6、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、10件の申請でございます。 まずは、10ページ、番号30番と番号31番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(異議なし) 異議なしと認めます。よって、番号30番と番号31番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。なお、番号30番と番号31番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場 議長 事務局	委員 萩迫 竹之内	(〇〇氏 入室) それでは、事務局の報告を2件まとめてお願いいたします。 それでは議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請の番号30番及び番号31番について、ご説明申しあげます。議案書は、共に10ページです。 まず番号30番の譲渡人は愛知県刈谷市東境町にお住まいの〇〇さん69歳で、譲受人は曾於市財部町下財部にお住まいの〇〇さん34歳です。 申請地は、記載されておりますとおりでございますが、現況畑が1筆で1,228㎡です。 申請地の場所でございますが、志布志町田之浦にある丸岡公民館から市道井久保・大越線を北東に110m進み左折し、農道を290m進み左折し、農道を110m進み右折し、さらに農道を100m進んだ正面に位置します。 次に番号31番の譲渡人は志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さん75歳で、譲受人は曾於市財部町下財部にお住まいの〇〇さん34歳です。

		申請地は、記載されておりますとおりでございますが、現況畑が1筆で3,389㎡です。 申請地の場所でございますが、志布志町田之浦にある丸岡公民館から市道井久保・大越線を北東に250m進み左折し、同市道を400m進んだ左手に位置します。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、いずれの申請地にも白菜を作付けすることです。 申請事由は番号30番及び31番共に譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまゝす。また、周囲の状況からも支障はないと思われまゝす。 以上で番号30番及び番号31番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号30番につきまして、何か御意見ございませんか。
委員	福岡裕幸	今日はお忙しい中ありがとうございます。私の方から2点ほど質問させていただきます。お住まいが財部ということで、自宅から畑までの距離といひまゝすか、若しくは近くで事務所等があるものでしたら、時間を教えてください。また、今回の圃場以外の近くに管理されている農地はあるのでしょうか。以上2点、お願いします。
譲受人	〇〇	最初の質問の時間というのは通勤時間のことですかね。大体30分くらいかけて来るのですが、私の祖父が元々田之浦の丸岡の出身で、そこに農地は結構いっぱいあり、父が志布志の方で農業法人を営んでおり、私もその従業員という形で一緒に手伝いながら、私の経営で曾於市の畑とか丸岡の自分名義の畑もあるので、そちらは私の経営ということで、今農業しているところでは。基本的には志布志には毎日来ている状態なので、自分の畑のために来るというよりは、会社の仕事で通っている状態であります。
議長	萩迫	もう一つは他の畑ですが、近くにも一町歩ちょっとぐらい、5年ぐらい前に購入した畑もあり、あと祖父が残してくれた畑とかも、まだ相続とかしていませんが、ゆくゆくは引き継いでいけたらとは思っております。
会場	委員	何かございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
議長	萩迫	他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	まず、番号30番につきまして、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号31番につきまして、お諮りします。こ

会場 議長	委員 萩迫	れを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 32 番について審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。
会場	吉野	会長より依頼のありました番号 32 番を報告いたします。譲渡人は野井倉の押切にお住まいの〇〇さん 71 歳で、譲受人は安楽一丁田にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、高速道路野井倉の有明インターを降りて、南側に進んで、左の 2 列目の奥、東側へ 3 枚目の甚堀の水田、その市道を南へ行きますと一丁田宇都鼻線の信号がございしますが、それを過ぎて、1 番目の農道を西側へその角地と奥の 3 枚目の鎌迫の水田 2 枚、そして、その市道押切の方に下りてきまして 3 番目の市道を西側へ 250m 先の北側の角地の坂上の畑、本川の水田は、有明ミートがございしますが、そこに福岡運輸倉庫の事務所・大きな倉庫がありますがその南側角から市道を南へ 1 枚目の農道を左へ東側に行った 4 枚目の水田でございします。〇〇の事務所からは、5、6 分のところにあります。 〇〇は農地所有適格法人で、代表者、妻、子供たち 7 人で、水稻、人参、蕎麦、甘藷を栽培しており、申請地も水稻、蕎麦を作付けする予定です。また、トラクター 9 台、コンバイン 3 台、田植え機 2 台を保有しています。この土地は、〇〇さんが親からの財産を処分したいとして、〇〇をお願いしたところであります。今、田植えの準備中のところとございました。以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者になります。また、周囲の状況から、何ら支障はないものと思われまします。以上報告を終わります。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 33 番について審議いたします。平井委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼のありました番号 33 番を報告いたします。譲渡人は鹿児島市宇宿、〇〇さんで、譲受人は志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているところであります。 申請地の場所は、志布志市有明町蓬原字上大園、蓬原小学校から県道、南に 650m 進んだ右奥にあります。譲受人宅から徒歩 1 分のところにあります。〇〇さんは妻と 2 人で野菜を主に栽培しており、申請地にはかぼちゃを作付けするとのことです。また、トラクター 1 台、自走式田植え機 1 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 3 条の適格者と思われまします。また、周囲の状況から、支障はないものと思われま

		す。ご審議よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 34 番について審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 34 番を報告いたします。譲渡人は有明町野神中方限にお住まいの〇〇さん 83 歳です。譲受人は同じく中方限にお住まいの〇〇さん 57 歳です。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、親子による贈与と受贈です。
		申請地の場所ですが、野神校区は 2 つの名前で農地を呼んでますが、そお街道沿いを含め、北に広がる農地を野神原といいます。南の方面に谷を一越え越えた農地のことを、草野・宮下・立本とか集落があるのですが、そこを上床原と呼ばれています。今回のこの 16 筆の中の畑は、野神原の方に位置します。〇〇さん宅が野神小学校より北へ 800m 進んだ左にあって野神原にあります。畑の字が廣迫 7 筆は、自宅近くにある牛舎の周辺に位置しています。字伏牧の 4 筆は牛舎の横の県道の向こう側に位置します。田は野神原と上床原の谷にあたるところに田原川が流れていまして、そこが水田地帯になっています。野神小学校の下にあたる所に 4 筆あります。譲受人宅からは、車で 10 分の所にあります。
		〇〇さんは認定農業者であり、夫婦と子供 2 人で黒毛和牛生産 100 頭を飼育しており、申請地には牧草を作付けすることです。また、トラクター 4 台、牧草ロールづくり機械一式、トラック 1 台を保有されています。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、13 ページ、番号 35 番について審議いたします。同じく平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 35 番を報告いたします。総会資料の 5 ページに営農計画書がついております。ご覧ください。
		譲渡人は有明町野神校区、宮下集落にお住まいの〇〇さん 73 歳で、譲受人は同じく宮下集落にお住まいの〇〇さん 42 歳です。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、新規就農にな

		ります。 申請地の場所は、野神校区を走るそお街道沿いの中にファミリーマートがあります。そのファミリーマートより南へ大崎方面の方に 200m進んだところに堀口製茶の工場があり、そこを右折します。そこから 4 kmほど進んだところが宮下集落になります。宮下集落内の自宅の近くに位置します。譲受人宅からは、300mの所にあります。車で1分くらいです。 〇〇さんは両親と夫婦で甘藷・キャベツを主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことです。また、トラクター2台、トラック1台を保有されています。特別記事事項として、5年以上継続して耕作をする旨の契約書付きだったので、その内容も再度確認をしていただいて、承認を得ました。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 36 番について審議いたします。同じく平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 36 番を報告いたします。 譲渡人は大阪府箕面市桜ヶ丘五丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん 72 歳で、譲受人は有明町野神中方限にお住まいの〇〇さん 40 歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与と受贈になります。この〇〇さんは叔父にあたります。 申請地の場所は、野神小学校の前を県道志布志有明線 523 号線が、走っております。その道路を左へ、スーパー抜迫店の方へ 500m行ったところを右折し、50m進んだ左側に位置しています。譲受人宅からは車で1分くらいのところにあります。 〇〇さんは認定農業者であり、夫婦2人でお茶を主に栽培しており、申請地にはお茶を作付けするとのことです。また、〇〇さんは、有限会社〇〇の後継者でもあるので、お茶の機械一式はそちらの機械を使用されるとのことです。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 37 番について審議いたします。栢山委員の報告をお願いいたします。
委員	栢山	会長より依頼のありました番号 37 番を報告いたします。 譲渡人は有明町山重にお住まいの〇〇さん 69 歳で、譲受人は有明町山重にお住まいの〇〇さん 61 歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道 269 号線野方方面から山重郵便局手前を左折し、800mほど進み、三叉路を左折し、倉ヶ崎橋を通り、300m先の三叉路を右折し、農道 300mを進んだ左手の田が 10519 番の 3 で、そこから 400m進み三叉路を左折し、50m先の右手の田が 10494 番の 4 です。譲受人宅は車で 5 分くらいのところにあります。 〇〇さんは、母親と本人で生産牛 3 頭を飼養しており、申請地には飼料作物を作付けするとのことです。また、トラクター 1 台、田植え機 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、14 ページ、番号 38 番についてですが、4 月 22 日に申請者から取り下げがありました。番号 38 番は欠番となります。 次に、番号 39 番について、審議いたします。隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号 39 番を報告いたします。 譲渡人は愛知県津島市にお住まいの〇〇さん 84 歳です。譲受人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん 68 歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから宮下方面へ 150m進み、左折して 300m行った左側が 894 番 140 の田です。そこから 200m進み、右へコンクリート舗装を道なりに 200m行った右側が 973 番 105 の田です。譲受人宅からは 2 分から 5 分のところにあります。 〇〇さんは夫婦で水稻 14 a、甘藷 95 a を栽培しており、申請地には水稻を作付けするとのことでした。また、トラクター 2 台、トラック 1 台、甘藷掘り取り機 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって日程第 6、議案第 22 号、農地法第 3 条の規 定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に日程第 7、議案第 23 号、買受適格証明願の承認についてを議題とい たします。16 ページ、番号 1 番と番号 2 番につきましては、申請人が同一 でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ご ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、番号 1 番と番号 2 番につきましては、一括 して報告を受け、審議することといたします。 それでは、福岡裕幸委員の説明をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 1、2 番を報告いたします。申請人は松山 町泰野白坂集落にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、番号 1 は、 やっちくふれあいセンター前の県道 110 号線を志布志方面に 350m ほど進ん で左折し、50m 入った右手にある 2 筆です。番号 2 は、そこから道なりにさ らに 500m ほど進んだ右手の畑です。本人宅より 5 分以内の所にあります。 〇〇さんは兼業農家ですが、両親と 3 人で生産牛を飼育されてお り、申請地には飼料作物を作付けする予定とのことです。トラック、トラク ター 4 台機械一式を所有されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、買受適 格者と思われます。ご審議方よろしくお願いします。
会長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 1 番につきまして、何かご意見 ございませんか。
会場 会長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、買受適格証明願については承認し、買受適格 証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
会場 会長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 2 番につきまして、何かご意見ございま せんか。
会場 会長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、買受適格証明願については承認し、買受適格 証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
会場 会長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 23 号、買受適格証明願 の承認については承認し、買受適格証明書を交付することに決定いたしまし た。併せて、お諮りいたします。 買受適格証明願の申請人において、農地法第 3 条の許可申請があった際に

会場 会長	委員 萩迫	は、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、買受適格証明願の申請人から農地法第3条の許可申請があった際には、会長権限により農地法第3条の許可証を交付することといたします。
委員	山迫	次に、日程第8、議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。18ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いします。 議案第24号番号7番について報告いたします。調査日は4月9日、調査委員は上野委員、春田委員と私です。市役所から2名の同行がございました。総会資料は、11ページから13ページです。 譲渡人は志布志市松山にお住まいの〇〇さんです。譲受人は志布志市松山にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は志布志町内之倉、弓場ヶ尾にある弓場ヶ尾バス停から、県道柿木志布志線を松山方面に850m進んだ左手に位置します。 除外の目的は農家住宅です。排水は3.5m盛土をし、流すということです。合併浄化槽を設置し排水溝へ流すということでございました。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落周辺部に位置し、農地転用ができる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかと、意見の一致を見ました。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を、審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	議案第24号番号8番について報告いたします。調査日は4月9日、調査委員は山迫委員、春田委員と私上野でした。事務局から1人、農政課から1人でございました。 譲受人は有明町伊崎田〇〇番地〇にあります有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料の14ページから16ページです。場所はそお街道の有明大橋から下の方へ2.4km進んだ左手に位置するところでござ

		います。用途区分につきましての目的は、現在農業施設があるわけですが、その中に通路があり、その通路が狭く、拡張しなければならないということで、大型トレーラーなどの大型車が入れないということで、また上から車が来るとき離合ができないような状況で拡張したいという目的でございます。そのため雨水の排水路が1つありますけど、大雨になりますと道路を流れて市道の方へ流れるということでしたので、1つ排水路を作り、溜枡を作り市道の方の側溝の方に流すように指導をしておきました。また、側溝の蓋が壊れていましたので、そこも直してくださいとお願いをしておきました。 申請地区につきましては、農用地の農地転用は原則不許可ですが、農用地区域内農地にあり、農地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能ということでございます。以上のことにより、調査員の協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかと、意見の一致を見ました。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第8、議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。20ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第25号番号3番について報告します。総会資料は、17ページから19ページです。調査日は4月9日、調査員は柳井委員と道山委員と私坂中です。 申請人は志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は司法書士、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は市道町原線を志布志中学校方向へ760m進み、左側へ43m進んだ右手に位置します。転用目的は一般住宅です。排水対策は、雨水排水は側溝へ、生活排水は合併浄化槽処理後、側溝へ排出するとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号4番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	議案第25号番号4番について報告します。調査日は4月9日、調査員は坂中委員、道山委員と私柳井です。事務局より4人同行されました。総会資料は、20ページから22ページです。 申請人は宮崎市大塚町にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は志布志町のはまさき耳鼻科前のグリーンロード志布志線を、鹿屋方面へ110m進んだ右手に位置します。転用目的は借家一般住宅です。排水は、南側公衆道路の側溝へ流すとのことでした。その他、現在は畑としてじゃがいもが植えてありました。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続地域の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号5番を審議いたします。番号5番は、令和5年第10回定例総会の議案第64号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号18番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、21ページ、番号6番を審議いたします。番号6番は、令和5年第6回定例総会の議案第35号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号12番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第9、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請に

委員 坂中	については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。23 ページ、番号 5 番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。 議案第 26 号番号 5 番について報告します。総会資料は 23 ページから 25 ページです。調査日は 4 月 9 日、調査員は、柳井委員と道山委員と、私坂中です。 貸付人は志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。借受人は東京都千代田区〇番町〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積等はそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、ローソン大原店の前の市道町原弓場ヶ尾線を創価学会側へ 775m 進んだ右手に位置します。転用目的は、店舗と駐車場です。排水対策は、雨水については側溝に排水することになっています。 申請地の農地区分は 10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。
委員 道山	議案第 26 号、6 番について報告いたします。総会資料につきましては、26 ページから 29 ページをご覧ください。調査日は、4 月 9 日、調査員は坂中委員、柳井委員と私道山です。それから事務局より 4 名参加されました。 貸付人でございますけれども、鹿児島市西陵〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん他 4 名でございます。借受人は、鹿児島市南栄〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんでございます。立会人は、〇〇行政書士事務所の補助員の〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積・周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。場所でございますけれども、市道町原弓場ヶ尾線の町原交差点信号を南側へ 60m 進み、そこから西側へ 80m 進んだ右側及び左側に位置します。 転用の目的でございますけれども、志布志町内にある既存の遊技場が、高速道路の建設に伴いまして、申請地を借りて遊技場と駐車場を移転するものでございます。排水等につきましては、駐車場敷地内に南北に側溝を設置し、既存の市道側溝へ接続放流いたします。このことにつきましては、市との協

		議も済んでおります。 申請地の農地区分でございますけれども、農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は、原則不許可であります。遊技場建設にあたり、市と申請人が、当地域の農業従事者を雇用する旨の協定を結んでおり、農業従事者の就業機会が見込まれるため、不許可の例外である農業従事者就業機会増大寄与施設に該当すると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
委員	宮脇茂樹	この遊技場というのは、パチンコ屋のことですか。
委員	道山	そうです。
議長	萩迫	他にございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、25 ページ、番号7番を審議いたします。番号7番は、先ほどの議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号7番で審議されましたところの5条申請でございます。
		これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	議案第26号番号8番について報告します。調査日は4月9日、調査員は、坂中委員、道山委員と私柳井、事務局より4人同行されました。総会資料は30ページから32ページです。 譲渡人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。譲受人は有明町蓬原にお住まいの〇〇さん。立会人は行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積・周囲等の状況についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、尚志館高校正面の市道高尾1号線を、市道飯山通山1号線へ91m進み、右折し175m進んだ左手に位置します。転用目的は一般住宅です。排水は合併浄化槽を経て、道路側溝へ流すとのことでした。その他で申請地は平成25年に一時転用された畑でした。申請地の都市計画区域内の用途地域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用地地域内農地に該当します。第3種農地は原則許可です。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見を見ました。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 9 番を審議いたします。番号 9 番は、令 和 5 年第 11 回定例総会の議案第 70 号農業振興地域整備計画変更協議に関わ る番号 19 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつき まして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 26 号、農地法第 5 条の 規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに 決定いたしました。
委員	道山	次に、日程第 11、議案第 27 号、非農地証明願の承認についてを議題とし ます。27 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された道山委員の 報告をお願いいたします。 議案第 27 号、4 番について報告いたします。総会資料につきましては、 33 ページから 35 ページをお開きください。調査日は 4 月 9 日、調査員は、 坂中委員、柳井委員と私道山、それから事務局より 4 名参加いたしました。 申請人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人も同 じく〇〇さん本人でした。 申請地の所在・地目・面積・周囲の状況等につきましては、それぞれ議案 書及び総会資料のとおりでございます。場所でございますけれども、市道町 原弓場ヶ尾線にある創価学会会館前から弓場ヶ尾方面へ 420m 進んだ左側に 位置します。立会人等からの聞き取った状況でございますが、申請人の両親 が隣接地に、昭和 49 年に住宅を建築して以降、通路及び庭として一体的に 利用しており、農地への復元が困難であるということでございます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし、 申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方 よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 5 番を審議いたします。現地を調査され た春田委員の報告をお願いいたします。
委員	春田	議案第 27 号、5 番について報告します。調査日は 4 月 9 日、調査員は上 野委員、山迫委員、私春田です。

		申請人は志布志市松山町新橋〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積・周囲の状況については、総会資料、36 ページから 38 ページです。場所は、松山町新橋にある野久尾地区集会施設から市道野久尾中央線を北東に 50m 進み、交差点を直進し、市道上松段野久尾線を 260m 進んだ右手にある宅地内を 70m 進んで、左手に位置します。立会人から聞き取った周辺の状況などは、30 年前、災害で耕作できなくなって以降、山林化し、農地への復元が困難になったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された同じく春田委員の報告をお願いいたします。
委員	春田	議案第 27 号、6 番について報告します。調査日は 4 月 9 日、調査員は上野委員、山迫委員、私春田です。
		申請人は志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積・周囲の状況については、総会資料、39 ページから 41 ページです。場所は、先ほどの議案第 27 号 5 番の、松山町新橋 1626 番 1 の東側に隣接しています。立会人から聞き取った周辺の状況などは、30 年前、災害で耕作できなくなって以降、山林化し、農地への復元が困難になったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 27 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 12、議案第 28 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
次長	宮田	議案第 28 号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法

		に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。 議案書 29 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。 公告日は、令和 6 年 4 月 30 日で、面積は田が 6,274 m²、畑が 1,292 m²となっております。 所有権を移転する者は 3 人、所有権の移転を受ける者は、3 人で売買によるものです。 所有権移転の詳細につきましては、議案書 30 ページと 31 ページに掲載してございますので、お目通しください。 以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。 ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。 まずは、30 ページ、番号 6 番から 31 ページ、番号 8 番までと 29 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第 28 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。 議案書は、32 ページから 56 ページとなっております。まずは、議案書 32 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和 6 年 4 月 30 日で、始期は令和 6 年 5 月 1 日となります。 設定期間が、1 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が 6 万 3,634 m²、畑が 10 万 8,916.57 m²、樹園地が 1 万 8,695 m²で、合計しますと 19 万 1,245.57 m²となり、うち更新分は 8 万 2,027.47 m²となっております。 利用権の設定をする者の数が 67 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 39 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 28 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、33 ページから 56 ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第 28 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。 ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。33 ページ、番号 1 番から 56 ページ、番号 68 番までと、32 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 12、議案第 28 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 13、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第 29 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。議案書は、58 ページから 65 ページとなっております。
		まずは議案書 58 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年 7 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 5 万 9,115 m ² 、畑が 3 万 1,446 m ² で、合計しますと 9 万 561 m ² となっております。農地の貸出者は 37 名、耕作者となる配分予定者は 12 名です。
		借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人のうち、番号 68、69 の有限会社〇〇は農地所有適格法人とはなっておりませんが、解除条件付きの貸借であることを確認しております。そのほかの 7 法人は農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われまふ。
		詳細につきましては 59 ページから 65 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。
		以上で、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	それでは、59 ページ、番号 1 番から 65 ページ、番号 75 番までと 58 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 13、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 14、議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 67 ページをお開きください。
		番号 7 の申出者は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。

		あっせん委員につきましては、坂中委員、春田委員の指名をご提案いたします。 番号 8 の申出者は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、柳井委員、道山委員の指名をご提案いたします。 番号 9 の申出者は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、畑山委員、圓福委員の指名をご提案いたします。 番号 10 の申出者は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、畑山委員、圓福委員の指名をご提案いたします。 番号 11 の申出者は、〇〇さんから委任を受けた志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、平井委員、圓福委員の指名をご提案いたします。 番号 12 の申出者は、愛知県高浜市にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、小園委員、福岡剛委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第 14、議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 15、議案第 31 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 31 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
事務局	高野	

令和4年2月2日に発出されました農業委員会による最適化活動の推進等に係る経営局長通知に基づき、令和4年度から本様式により最適化活動の目標等を設定する必要があることから、令和6年度の最適化活動の目標を設定するものでございます。

議案書 69 ページ、農業委員会の状況でございます。1の農業委員会の現在の体制につきましては、今回の改選により、定数・実数には変更はありませんが、任命・委嘱年月日、任期満了年月日、農業委員の認定農業者等の内訳が変更となっております。

2の農家・農地等の概要につきましては、中段の左側の経営体数、並びに中央の農業者数については、直近の農林業センサス等を引用しているため、昨年度と変更はございません。

中段右側の認定農業者等の数、並びに最下段の耕地面積につきましては、令和6年4月1日現在の数値に修正しております。

議案書 70 ページ、最適化活動の目標でございます。

1の最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、71 ページ、(3)新規参入の促進の3項目について、現状及び課題、目標を記載、設定しております。

それでは、詳細について説明させていただきます。議案書 70 ページ、(1)農地の集積、①現状及び課題の「これまでの集積面積」3,800ha は、欄外※印3を踏まえ、令和5年度実績を反映しており、「管内の農地面積」で除しますと、集積率は61.1%となるところでございます。

②目標でございますが、目標年度、その時点での集積率は令和5年度と変更等はございません。令和6年度の新規集積面積は、県が示した142.6haとし、令和6年度末の集積面積の累計は3,942.6ha、集積率63.4%となる見込みです。

次の(2)遊休農地の解消でございますが、①の現状及び課題につきましては、令和4年度と変更ございません。②の目標のa、緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和5年度と同様、欄外※印に記載されているとおり159haを5で除した31.8haを解消目標面積としております。

また、イ、新規発生遊休農地の解消に係る目標面積は、令和5年度利用状況調査で確認できた新規発生農地から、その対象面積から除外できる傾斜地、不整形地、狭小地、接道のない囲繞地(いにようち)等を除外した面積22.5haを解消目標面積としているところでございます。

議案書 71 ページ、(3)の新規参入の促進でございますが、①現状及び課題については、令和6年4月1日現在で記載しております。

②の目標につきましては、令和5年度において平成29年度から令和元年度の過去3年度としておりましたので、令和6年度におきましては、平成30年度から令和2年度を過去3年度として、平均値を算出し、その10分の1を当該目標面積としております。

次の2、最適化活動の活動目標の最適化活動を行う日数目標につきましては、令和5年度と同様、月10日としております。

		(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりのひと月の活動日数目標を10日、(2) 活動強化月間の設定目標については、記載のとおり10月から12月の3か月を活動強化月間と位置づけ、10月を利用意向調査及び遊休農地解消の働きかけ、11月・12月を戸別訪問を中心に強化していただきたいと考えております。 (3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、年1回を目標とし、その内容につきましては農業公社研修生を励ます会への参加としておりますが、必要に応じ他団体が主催する相談会等への参画のほか、農業公社と連携した活動等に参画していきたいと考えております。 以上で、議案第31号、令和6年度最適化活動の目標の設定についての説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第31号、令和6年度最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり決定いたしました。
		以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員